岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。岐阜県市町村立学校職員定数規則 (昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号) の 一

	本 則 の 表 中	_
二〇八五五人人	三、九一四人 三六六人 三六六人 二六六人 九三人 九三人 九三人	
<u></u>		
一九四四五人	三、八九一人 一八〇人 一八〇人 一八〇人	1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1
_	に 改 める。	

この規則は、公布の日から施行する。附 則